

岐阜市総総第507号  
平成14年2月25日

岐阜市長  
細江茂光様

岐阜市情報公開審査会  
会長 後藤真一

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成13年9月19日付け岐阜市都公第105号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当：総務部総務課法規係

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が岐阜市大宮町1丁目39番1上の建物（以下「補償物件」という。）に関する物件移転補償契約書（以下「補償契約書」という。）について行った一部非公開処分は、これを取り消し、全部公開すべきである。

実施機関が補償物件に関する物件移転補償費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち総額を非公開とした処分は、これを取り消し、公開すべきである。実施機関が内訳書について行ったその余の一部非公開処分は、妥当である。

### 第2 不服申立人の主張の要旨

#### 1 不服申立ての趣旨

平成13年8月27日付け岐阜市都公第87号で実施機関の行った本件一部非公開処分は、取り消すべきである。

#### 2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 岐阜市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第3号について

宗教法人は営利活動を目的としていないから、本件情報は、公開すると法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであるとは認められない。少なくとも、本件事業は、総額が示されているのだからその内訳を公開しても何ら困ることはない。

##### (2) 条例第6条第1項第4号口について

本件建物補償契約は1年前に契約が締結されたものであり、また、本件事業は既に終了しており、公開しても事業遂行に支障を及ぼすものではない。

本件事業は特殊な事業であり、他に影響を及ぼすことはないから、将来の事業遂行に対する支障もない。

##### (3) 条例第6条の2について

本件事業は多額の公金を投入するものであり、市民の監視が特に必要なものであり、また、市議会議員の審議権を保障するためにも、公益上必要な場合として公開すべきである。非公開処分は、知る権利を侵害するものである。

##### (4) 買収額について

補償物件の補償価格には疑問がある。本件のような高額の物件であれば、少なくとも2、3社の見積を取るべきであった。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 条例第6条第1項第3号について

補償契約書に記載されている補償物件の頭書金額及び支払金額並びに内訳書に記載されている建物、工作物、動産、立竹木及び雑費その他の補償金額の分かる部分（以下「本件非公開部分」という。）は、法人その他の団体に関する情報で、公開することにより当該法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当する。

(2) 条例第6条第1項第4号口について

本件においては、契約は締結されているが、未だ補償物件の収去は完了しておらず、継続中の事業の執行に係る情報である。

また、補償契約書及び内訳書に記載されている補償物件の価格及び内訳価格が分かる部分については、市の行う契約に係る事務に関する情報、即ち市の交渉の仕方や裁量に関する情報であって、公開することにより反復継続される同種の事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするものと認められ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすことが明らかなものに該当する。

(3) 条例第6条の2について

補償物件の補償については、平成12年第1回岐阜市議会定例会において十分審議され、予算が議決されたものである。また、情報の公開に当たっては、個人のプライバシーや法人の利益の保護に十分留意しなければならないとともに、相手方との信頼関係を損なうことがあってはならないものであるところ、これらの利益を侵害してまで公開すべき公益上の理由があるとは認められない。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 補償契約書について

###### (1) 本件公文書の性質

岐阜公園整備事業に利用するため宗教法人天理教岐美大教会（以下「甲」という。）の所有する岐阜市大宮町1丁目39番地1の土地に存する補償物件の移転に伴い生ずる損失補償についての甲と岐阜市の間における契約を記載した書類で、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、保有しているものであるから、条例第2条第1号の公文書に該当する。

###### (2) 条例第6条第1項第3号の該当性

本号に該当するためには、本件情報が「法人に関する情報で、公開することにより当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるもの」でなければならない。

この点実施機関は、本件情報の公開により甲の資金・資産状況が明らかとなり建設予定施設の材料購入の際に足元を見られるおそれ、甲の内部から交渉結果に対する不満が噴出し、今後の甲の団体運営が害されるおそれ、第三者の嫉妬を買い、甲のイメージの低下を招き、ひいては布教活動に支障が生じるおそれ等があるから、公開することは甲の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると主張する。

確かに、一般的には、補償金額が公開されることにより当該団体の資金・資産の状況が明らかとなり、その事業上の正当な利益を著しく害する可能性があることは否定できない。しかし、本件においては、補償金額の上限は議会において明らかになっており、通常、補償金額もそれに近似したものであるとの推測が可能であるから、補償金額を公開してもその影響は少ないばかりか、補償金額を公開することで甲がいらぬ疑惑を受けなくなる可能性すらある。さらに、本件においては、甲は宗教法人であり、宗教法人法で信者及び利害関係人に対し、財産処分等の内部情報の公開が義務づけられていることもあり、営利法人よりも公益上の理由に基づく制約を受ける存在であることという特殊事情も指摘できる。

したがって、本件情報を公開することで実施機関が指摘するおそれが現実化すると考えるのは困難であり、公開により甲が著しい不利益を被ることが明らかであるとまではいえないので、条例第6条第1項第3号の規定により非公開とすることはできない。

### (3) 条例第6条第1項第4号口の該当性

本号に該当するためには、本件情報が「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」でなければならない。

#### 本件事業の完了について

実施機関は、未だ補償金の支払い及び建物の収去が完了しておらず、本件情報は継続中の事業に係る情報であり、特に非公開とする必要性が高いと主張するが、契約が締結されている以上、後は契約に従った履行が行われるのであるから、継続中の事業に係る情報として特に非公開とする必要性が高いと認めることはできない。

#### 将来の同種の事業の存在について

不服申立人は、本件事業は特殊な事業であり、他に影響を及ぼすことはないから、将来の同種の事業を想定することはできないと主張する。

しかし、本件事業は公園用地取得に伴う物件補償事業であるが、抽象的には市の事業執行のため民有地を買収することに伴う補償という性質を有しており、そのような性質を有する事業は今後も数多く行われると想定され、また、現に本件土地の近隣地で市及び県による用地買収が、時期は未定であるが予定されているという事情があるから、将来、同種の事業が想定されるというべきである。

#### 将来の適正な事業の遂行に対する影響について

実施機関は、本件情報が公開されると、将来、同種の事業において、自己の資産に対する補償金額という私的経済活動に係る情報を公開されることをおそれて用地買収に応じないといった者も現れることが予想され、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことが明らかであると主張する。

確かに、公共団体の用地買収に応じると、必ず資産に対する補償金額が公開されるということになれば、実施機関が指摘するおそれが現実化する危険も否定できな

いが、あらゆる場合に補償金額を非公開とすることは、条例の趣旨に鑑みて妥当でない。結局公開するか否かは個別具体的事案ごとに判断すべきことになるが、本件では、(2)で述べたように、既に予算において補償金額の上限が明らかとなっており、通常、実際の補償金額もそれに近似したものであるとの推測が可能であるから、実施機関の主張するおそれは既に現実化しているはずであると考えられるが、それを裏付ける証拠はない。したがって、補償金額を公開しても現時点で生じている以上の支障が現実化する危険はないと考えられる。

また、実施機関は、本件情報が公開されると、将来、近傍の土地買収が行われる際に、自己の資産の補償単価が本件補償の単価より低い場合に地権者が買収に応じない危険性があると主張する。

しかし、価格に差異が生じた理由を地権者に説明し、納得してもらうことは可能であるから、事務の適正な遂行に「著しい支障を及ぼすことが明らか」とまではいえない。

以上によれば、本件情報を条例第6条第1項第4号口の規定により非公開とすることはできない。

#### (4) 分割払いの各金額について

契約書第3条に記載されている分割払いの各金額は、総額が公開される場合には、支払方法に関するものに過ぎず、これを非公開とすべき特別の理由は認められない。

#### (5) (2)、(3)及び(4)により、第6条の2の該当性を判断するまでもなく、実施機関がなした契約書に関する非公開処分は、これを取り消し、公開すべきである。

## 2 内訳書について

### (1) 本件公文書の性質

甲と岐阜市が締結した補償契約の補償額を算出するため、移転を要する補償物件の用途、構造、数量、工法及び補償金額を記載した書類で、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものであるから、条例第2条第1号の公文書に該当する。

### (2) 補償物件の補償費の総額に関する部分について

補償物件の補償費の総額に関する部分については、何ら非公開とする理由はなく、これを非公開とした処分を取り消し、公開すべきであることは1で述べたとおりである。

### (3) 補償物件の補償費の内訳に関する部分について

#### 条例第6条第1項第3号の該当性について

本号に該当するためには、本件情報が「法人に関する情報で、公開することにより当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるもの」でなければならない。

思うに、条例第6条第1項第3号は、法人等の事業上の利益の保護に一定の配慮をしつつも、法人等の事業活動は市民生活に影響を及ぼすことがあるので、この限

りにおいて市が保有しているこれら法人等の事業活動に関する情報を公開するものとし、市民の知る権利との調和を図る趣旨であると考えられる。したがって、市民生活に影響を及ぼさない専ら法人の内部情報までも公開することを求めているものではないと考えられる。

本件では建物の補償費が問題となっているが、これは建物の材質、詳細な構造等登記簿や外観からは判明しない情報を根拠に積算がなされるものであり、公知の事実ではなく、市民生活に影響を及ぼさない専ら法人の内部情報であるといえる。

さらに、本件の補償の対象には神殿も含まれているが、甲は宗教法人であるから、信教の自由を保障するためにも特に本件情報を内部事情として保護する必要が認められるから、当該情報を公開することは、法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかなものと考えられる。

条例第6条の2の該当性について

不服申立人は、仮に本件情報が条例第6条第1項第3号に該当するとしても、本件事業は多額の公金を投入をするものであり、市民の監視が特に必要なものであり、また、市議会議員の審議権を保障するためにも、条例第6条の2により公益上公開すべきであると主張する。

しかし、補償物件の価格が判明していれば公金の使途に対する監視は可能であるし、また、補償物件の補償については平成12年第1回岐阜市議会定例会において審議され、予算が議決されていることが不服申立人の主張からも認められることに鑑みれば、法人の事業上の正当な利益を犠牲にしてまで公開すべき公益上の理由があるとは考えることができない。

以上により、補償物件の補償費の内訳に関する部分を非公開とした実施機関の処分は妥当である。

### 3 結論

上記1及び2の理由により、第1のとおり判断する。

### 第5 審査会の審査経過等

|       |       |                           |
|-------|-------|---------------------------|
| 平成13年 | 8月14日 | 公文書公開請求                   |
|       | 同月28日 | 実施機関の一部非公開処分決定            |
| 同年    | 9月11日 | 不服申立て                     |
|       | 同月19日 | 諮問                        |
|       | 同月26日 | 実施機関に一部非公開処分に係る陳述書の提出依頼通知 |
|       | 同月28日 | 陳述書提出、受付                  |
| 同年10月 | 3日    | 審査会委員に陳述書送付               |
|       | 同月10日 | 審査会開催。実施機関及び不服申立人から意見聴取   |
|       | 同月15日 | 審査会において実施機関及び不服申立人から提出さ   |

|             |                  |
|-------------|------------------|
|             | れた資料をそれぞれ相手方に送付  |
| 同月26日       | 審査会委員に事務局収集の資料送付 |
| 同年11月13日    | 審査会開催。実施機関から意見聴取 |
| 同月30日       | 審査会委員に事務局作成の資料送付 |
| 同年12月10日    | 審査会開催            |
| 平成14年 2月25日 | 答申               |